

⑧ 介護用品購入の助成には申込が必要です

在宅で高齢者等を介護している家族等に、介護用品を購入するための助成券を支給します。希望される方は、次の内容をご確認の上、お申し込みください。

対象者（次のすべてに該当する方）

- (1) 笠間市の被保険者であって、在宅で介護を受けている方（※1、2）
- (2) 要介護3以上の認定を受けている方
- (3) 笠間市介護保険条例に定める保険料を完納している方（※3）
 - （※1）ケアハウス、グループホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅に入所している方も含みます。なお、医療機関に入院中の方は対象になりません。
 - （※2）平成29年10月1日から、市外にある上記施設（グループホーム以外）に入居している方も対象となります。
 - （※3）対象者が属する世帯の全員が、保険料を完納している必要があります。

申請および支給方法

介護保険証と印鑑を持参の上、高齢福祉課または支所福祉課の窓口で申請してください。

初めての方：随時申請を受け付けます。毎月20日が申請締切日となります。

ご利用中の方：8月下旬に更新申請の案内を送付しています。継続される場合は、9月20日(木)までに申請してください。

支給が決定すると、市から「支給決定通知書」、「笠間市介護用品購入券（4,000円/月）」、「指定販売店一覧」が届きます。

購入券は、上期（4月分～9月分）および下期（10月分～3月分）ごとに交付します。支給の限度額は、月額4,000円です。

購入券の使用について

交付を受けた方は、指定販売店で購入券と引き換えに、市が指定する介護用品を購入できます。

※購入金額が4,000円未満の場合、差額は受け取れません。また、購入金額が4,000円を超えた場合、超過分は利用者の負担となります。

対象となる介護用品

排泄ケア用品、口腔ケア用品、清拭用品、消臭剤・防臭剤、介護用食器等

申・問 高齢福祉課（内線174）、笠間支所福祉課（内線72132）、岩間支所福祉課（内線73173）

⑨ エコフロンティアかさま監視委員会を開催します

日時 9月25日（火）午後2時～ ※傍聴受付：午前9時まで

場所 エコフロンティアかさま 管理棟2階 多目的会議室（笠間市福田165-1）

内容 (1) 前回会議録の確認

(2) 監視活動および意見交換等

・施設モニタリング ・排ガスの維持管理 ・浸出水の放流

(3) 今後の監視活動計画(案)

申・問 環境保全課（内線127）

「ごみ処理ハンドブック」は、笠間市のホームページからご覧いただけます。
<http://www.city.kasama.lg.jp/>（「ごみ処理」で検索） ⑤ページ